



アラブ首長国連邦における外資規制撤廃

執筆者: 森下 真生

1. UAE における外資規制

多くの外国企業が中東統括拠点を置くアラブ首長国連邦(以下「UAE」と言います。)ですが、UAE では、商事会社法に基づく外資規制により、会社持分の 51%以上を UAE 人が保有する必要がありました。また、外国企業の支店の場合には、UAE 人又は 100%UAE 人保有の法人を、支店のライセンスの更新や従業員のビザの取得、更新業務に関する現地代理人(National Service Agent)として選任しなければなりませんでした。

UAE、特にドバイ首長国には、外資規制の適用を受けないフリーゾーンと呼ばれるエリアが多数存在し、日本企業を含む外国企業の多くは、フリーゾーンに拠点を構えていますが、フリーゾーン法人は、UAE 国内での事業を当該フリーゾーン内でしか行えないという問題があります。

そのため、当該フリーゾーン外の場所で事業を行いたい外国企業にとっては、フリーゾーンは十分ではなく、外資規制の撤廃が望まれる状況でした。

UAE では、ここ数年、外資規制の緩和の流れにありましたが¹、2020 年 9 月の商事会社法の改正²(以下「2020 年商事会社法改正」と言います。)により、突如、外資規制が原則撤廃され、また外国法人の支店に必要な現地代理人も不要とされました。

¹ UAE における外資規制緩和の動向につき、N&A アジアニューズレター2019 年 7 月 22 日号「アラブ首長国連邦:外資規制緩和の動向～ポジティブリストの公表～」、同 2019 年 1 月号「UAE における外資規制一部撤廃の動き」、同 2018 年 1 月号「アラブ首長国連邦における外資規制緩和の動向」各ご参照。

[当事務所アジアニューズレター2019 年 7 月 22 日号](#)

[当事務所アジアニューズレター2019 年新年特別版](#)

[当事務所アジアニューズレター2018 年新年特別版](#)

² 但し、報道により、一般に明らかになったのは 2020 年 11 月後半でした。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

2. UAEにおける外資規制緩和

多くの外国企業を誘致し、中東地域のビジネスハブとしての地位を確固たるものにした UAE としては、外資規制撤廃の動機がある一方、UAE 現地法人設立に必要な 51%の現地出資者や支店設立に必要な現地代理人について、対価を得て、名義貸しを行うことで、安定的な収入を得ている現地人が多数存在するため、そうした国民の反対は根強いものでした。そのため、外資規制撤廃が期待されていた 2015 年の商事会社法の全面改正時には、国民評議会(Federal National Council)の反対で、外資規制の緩和は見送られました。

しかし、絶対君主制下の UAE における連邦法に関する立法権は、7 つの首長国の首長から成る最高評議会(Federal Supreme Council)が有しており、国民評議会是一種の諮問機関にすぎないため、国民の反対があるとしても、立法は可能です。その後、2017 年 9 月に国民評議会を経ない商事会社法の改正により、内閣が外国資本による全部又は大部分の持分保有が認められる事業分野と会社形態を決定できるとされて、外資規制の緩和の途が開かれ、また 2018 年 9 月、同様に国民評議会を経ずに外国直接投資法が制定され、2017 年の商事会社法改正によって定められた内閣の決定権の枠組みが定められました。さらに、2020 年 3 月 17 日に、外資規制緩和分野を列挙するポジティブリストと、業種毎の設立要件を定めた内閣決定が発出され、ポジティブリスト掲載分野に関する外資 100%の運用が開始されていました。

外資規制の緩和は、外国直接投資法に基づき順調に行われているかに見えましたが、そうした中、2020 年 9 月の商事会社法改正により外資規制が撤廃され、また、外国直接投資法も廃止されることになりました³。

3. 商事会社法改正による外資規制撤廃

2020 年商事会社法改正により、商事会社法に基づく会社について、UAE 人の 51%以上の出資を要求する外資規制が撤廃されました。また、外国法人の支店に要求されていた現地代理人の選任も不要とされました。その効力発生日は、2020 年商事会社法改正を定める法律上は、同法の官報公表後、6 ヶ月後、すなわち 2021 年 3 月 30 日とされていましたが、政府報道機関(Emirates News Agency)の報道によると、支店の現地代理人については、4 月 1 日から、また、外資規制の撤廃については、6 月 1 日から効力が発生したとされています⁴。

UAE では、法律の効力発生日が経過したとしても、実際に当局による運用が開始されるかは必ずしも定かではありませんが、現在、少なくともドバイ首長国、アブダビ首長国及びシャルジャ首長国においては、100%保有が許容される事業分野のリスト⁵が公表されて、当該リストに掲載された事業分野については、既に運用が開始されている模様です⁶。また、支店の現地代理人についても、実際に不要となりました。

4. 結語

2020 年商事会社法改正により、UAE における外資規制が撤廃されたことは、UAE で事業を行う外国企業にとっては、大きなニュースであり、今後フリーゾーン外での外資 100%保有会社の設立や、既存会社の外資 100%保有化が盛んになることが予想されます。

もともと、現在、外資 100%保有が可能な事業分野はすべてではなく、また、首長国によって、対象事業分野は異なるため、外資 100%保有会社の設立を目指す場合、まず拠点の設置場所(首長国)と対象事業の検討を行う必要があります。

³ このように UAE を含む湾岸諸国では、王政であることにも起因して、予想ができない立法方針の変更があるという問題があります。長らく待望されていた外国直接投資法がようやく 2018 年に制定された後、再び待望された同法に基づくポジティブリストがようやく 2020 年 3 月に出て、運用が開始されていたにもかかわらず、外国直接投資法が廃止されることになるとは、通常予想し難い流れです。

⁴ UAE では、法律上のルールと実際が異なることが少なくありませんが、法律の施行日においてもそれは見られます。

⁵ アブダビ: https://www.adbc.gov.ae/CitizenAccess/Report/ShowReport.aspx?module=Licenses&reportID=2129&reportType=LINK_R EPORT_LIST

ドバイ: https://ded.ae/DED_Files/ded_other/Full_Foreign_Ownership_Activities.pdf

⁶ 但し、リストに掲載されている事業分野についても、その設立のための要件は必ずしも明らかではないため、設立の検討の際には、当局に確認する必要があります。



もりした まさお
森下 真生

西村あさひ法律事務所 弁護士 Head of Japan Desk in Dubai

m.morishita@nishimura.com

2004年弁護士、2014年ニューヨーク州弁護士、2018年 UAE ドバイ首長国弁護士各登録。

2010-2011年総合商社法務部(東京)、2012-2013年英国法律事務所(ロンドン)、2013-2016総合商社電力部門(ドバイ)、2018年より UAE 法律事務所(ドバイ)各出向。

UAE ドバイ駐在8年目、同地を拠点に中東・アフリカ関連業務に専従。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@nishimura.com URL: <https://www.nishimura.com>

© Nishimura & Asahi 2021